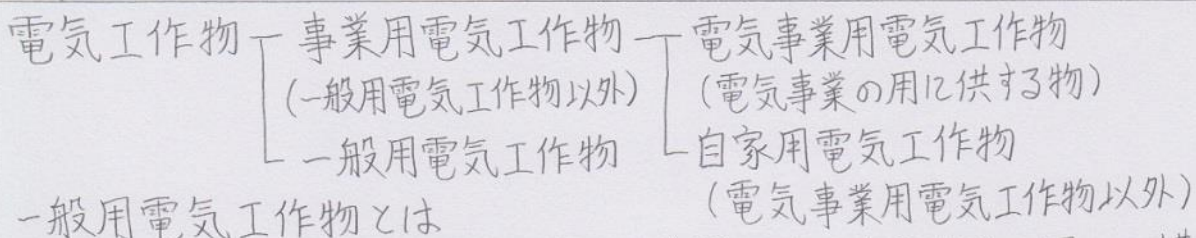


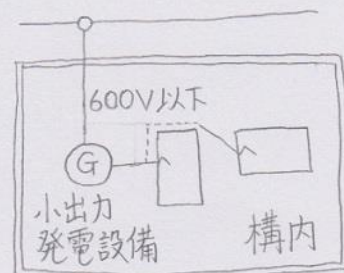
354. 電気工作物の使用目的からの分類



一般用電気工作物とは

① 電力会社から600V以下の電圧で受電し、その受電場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む)であって、その受電のための電線路以外の電線路により、その構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

② 構内に設置する小出力発電設備(これと同一構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む)であって、その発電に係る電気を600V以下の電圧で電力会社などからその構内において受電するための電線路により、その構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

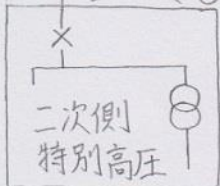


小出力発電設備とは

電圧600V以下で ① 50kW未満の太陽電池発電設備 ② 20kW未満の風力発電設備 ③ 20kW未満の水力発電設備(最大使用水量1m³/s未満でダムを有しない) ④ 10kW未満の内燃力発電設備 ⑤ 10kW未満の燃料電池発電設備(個体高分子型、個体酸化物型の物で、最大使用圧力0.1MPa(液体燃料を通じる部分1.0MPa)未満に限る)

一般用電気工作物の例

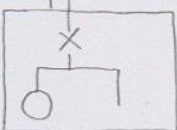
① 低圧受電



① 電気使用設備の電圧が高圧や特別高圧の物が有っても、電気使用設備の電圧に対する規制は無い → 一般用

② 小出力発電設備の単独供給の例 → 上記一般用電気工作物②に該当し、一般用

② 低圧受電



X 保安上の責任分界点
○ 小出力発電設備

後述

高圧と特別高圧？

住宅や商店は一般用で、工場やビルは自家用、電力会社は電気事業用かな

